平成27年度　第4四半期　指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所　　作成責任者　統括原子力保安検査官　児玉　智

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成28年3月9日	山神、小林	技術G	原子炉格納容器ガス管理設備が使用できない場合の未臨界監視について、モニタリングポストの空間線量率を監視することになっているが、発災から5年を迎え、防護装備の簡略化が3月8日から行われるなど、敷地内の放射線環境が改善されていることを踏まえ、空間線量率の変動幅を基に算出している臨界の判断基準について、再評価を行うこと。	ⅰ 6月27日 ⅱ 12月21日 ⅲ 3月3日	ⅰ モニタリングポストで測定している空間線量率の変動幅について、現状の説明を受けた。（6月27日） この中で、日から週オーダーのベース変動と瞬時的なゆらぎの状況が事故からの時間経過とともに変化してきていること、最近行われたモニタリングポスト更新工事後のデータ蓄積が十分でないこと等の理由で、長期的な対応として、判断基準の見直しを行う旨の説明があった。 これに対して、当事務所からは以下の対応を求めた。 ・まずは、現状得られているデータに基づき、ベース変動と瞬時的なゆらぎの関係が変化してきていることを踏まえ、より現状に合った判断基準のあり方について、所内で整理・検討を開始すること。 ・検討結果に基づき、改めて今後の方針を示すこと。 ⅱ モニタリングポスト更新工事後以降のデータを評価した上で、ベース変動と瞬時的なゆらぎの関係を考慮した新たな判断基準の案を検討していること、また、今後保安運営委員会に付議する予定であることを聴取により確認した。 当事務所からは、保安運営委員会後に審議の結果を提示するよう求めた。 ⅲ 平成28年6月（一部のモニタリングポストについては更新工事後の7月）から12月の空間線量率のデータを評価し、新たな臨界の判断基準案を保安運営委員会に付議し、これが了承されていることを資料及び議事録にて確認した。 ＜本件完了＞